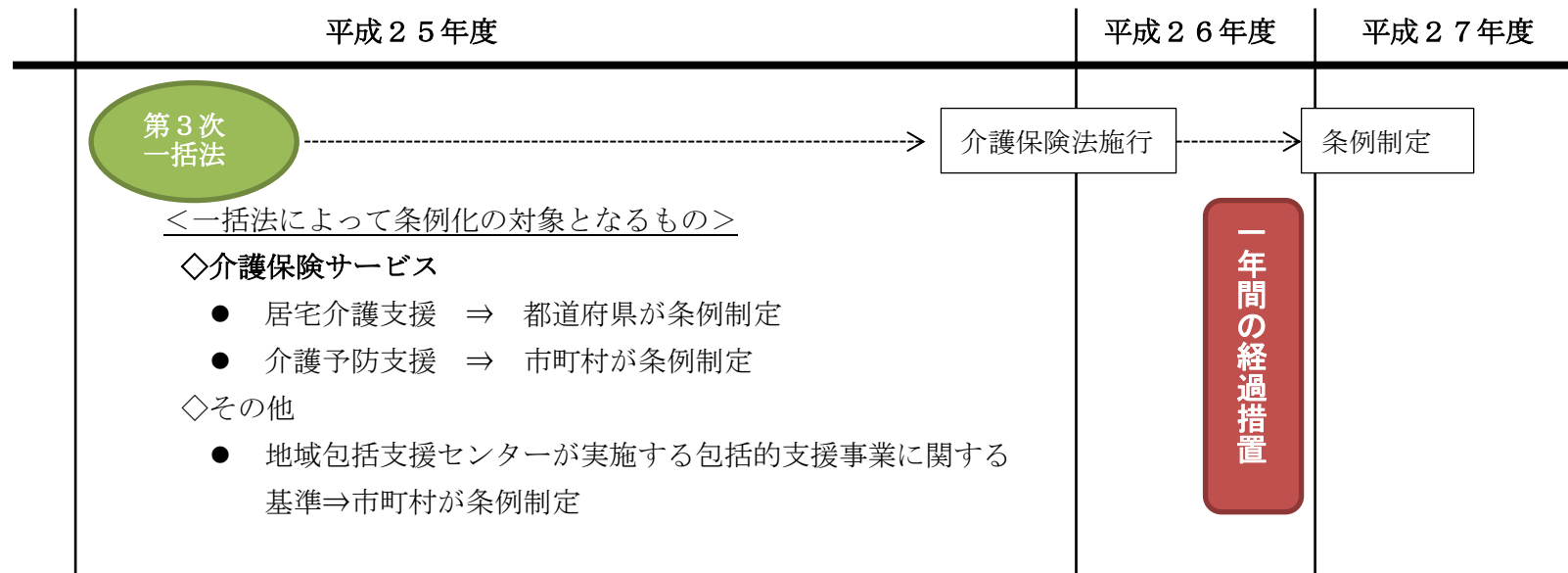


## ◆第三次地域主権一括法の施行に伴う条例の制定について◆

### 1. 概要

- 平成22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、これまで国が定めていた様々な施設やサービス、事業等に関する基準を地方自治体の条例で定められるようにするための改革（地域主権改革・基準の条例委任）が推進されています。
- 今般、第3次一括法（『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』平成25年法律第44号）を受け、介護保険法が改正され地域包括支援センターが実施する包括的支援事業及び指定介護予防支援（要支援認定者のケアプラン作成等）に関する基準を市町村の条例で定めることとされました。
- 本市においても当該基準に関する条例を検討し、平成27年4月1日に制定します。

《参考》



## 2. 条例委任箇所

### ◇ 包括的支援事業に関する基準 ◇

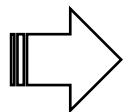
第3次一括法による介護保険法の一部改正（平成26年4月1日施行）

改正前	改正後
(地域包括支援センター) 第115条の46 省略 2・3 省略 4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして <u>厚生労働省</u> で定める基準を遵守しなければならない。 (新設)	(地域包括支援センター) 第115条の46 省略 2・3 省略 4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして <u>市町村の条例</u> で定める基準を遵守しなければならない。 5 <u>市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準</u> に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 6-9 省略
5-8 省略	

#### ◆厚生労働省で定める基準◆

##### 【介護保険法施行規則 第140条の66（概要）】

- 3職種が協働し、高齢者の状況や環境等に応じて、必要な援助等を利用できるように導き、可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。
- 担当区域における第一号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師・社会福祉士、主任介護支援専門員（又はこれらに準ずるもの）を一人ずつ配置しなければならない。
- 地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。



（仮称）佐倉市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施する上で必要となる基準に関する条例

◇ 指定介護予防支援に関する基準 ◇

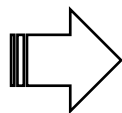
第3次一括法による介護保険法の一部改正（平成26年4月1日施行）

改正前	改正後
<p><b>第115条の24</b> 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、<u>厚生労働省令</u>で定める基準に従い<u>厚生労働省令</u>で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、<u>厚生労働大臣</u>が定める。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援事業の運営に関する基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見をきかなければならない。</p>	<p><b>第115条の24</b> 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、<u>市町村の条例</u>で定める基準に従い<u>市町村の条例</u>で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、<u>市町村の条例</u>で定める。</p> <p>3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、<u>厚生労働省令で定める基準</u>に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 省略</p>

◆厚生労働省で定める基準◆

【指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（概要）】

- 1以上の保健師等を置かなければならない。
- 正当な理由なく、業務上知り得た利用者や家族の秘密を漏らしてはならない。
- ケアプラン作成に当たり、利用者が自立した日常生活を営めるよう総合的な課題を把握しなければならない。
- 利用者の主体的な取組を支援し、生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。



（仮称）佐倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例

### 3. 条例制定に当たっての基準

	従うべき基準	参酌すべき基準
区分	<p>条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準</p> <p>当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、<u>異なる内容を定めることはできない。</u></p>	<p>省令を十分参照しなければならない基準</p> <p>地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、<u>異なる内容を定めることができる。</u></p>
包括的支援事業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の職種や員数に関する基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援に当たっての基本的な方針</li> <li>・運営協議会の意見を踏まえた公正かつ中立な運営の確保</li> </ul>
指定介護予防支援に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の員数</li> <li>・管理者</li> <li>・内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣旨</li> <li>・基本方針</li> <li>・サービス提供困難時の対応</li> <li>・受給資格等の確認</li> <li>・要支援認定の申請に係る援助</li> <li>・身分を証する書類の携行</li> <li>・利用料等の受領</li> <li>・保険給付の請求のための証明書の交付</li> <li>・指定介護予防支援の業務の委託</li> <li>・法定代理受領サービスに係る報告</li> <li>・利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付</li> <li>・利用者に関する市町村への通知</li> <li>・管理者の責務</li> <li>・運営規定</li> <li>・勤務体制の確保</li> <li>・設備及び備品等</li> <li>・従業員の健康管理</li> <li>・掲示</li> <li>・広告</li> <li>・介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等</li> <li>・苦情処理</li> <li>・会計の区部</li> <li>・記録の整備</li> <li>・指定介護予防支援の基本取扱方針</li> <li>・指定介護予防支援の具体的取扱方針</li> <li>・指定介護予防支援の提供に当たっての留意点</li> </ul>

#### 4. 包括的支援事業の基準及び指定介護予防支援の基準についての考え方

##### ◇ 包括的支援事業の基準 ◇

※国の省令を基本とする。

##### ◇ 指定介護予防支援の基準 ◇

項目（基準の種類）	国の基準（概要）	佐倉市独自基準（案）	主旨
記録の整備 （参酌すべき基準）	指定介護予防支援事業者は、事業者等との連絡調整に関する記録、利用者ごとの介護予防支援台帳、市町村への通知記録、苦情内容等の記録、発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を、その完結の日から <u>二年間</u> 保存しなければならない。	サービスの提供に関する記録の保存期間を <u>五年間</u> とする。	介護給付費の返還請求権は5年間とされているため、正しい請求を行う必要があることから記録の保存を2年から5年にする。